管及び安全、並びに余剰の、押収された、所有者のない、又は不法に所持されている武器及び弾薬の回収及び／又は破壊を確保することを要請し、このような要素をSSR及びDDR／R計画に取り込むことの重要性を更に強調する。

10. 中央アフリカ共和国全土において行われる国際人道法違反及び人権侵害を監視し、捜査を補助し、理事会に報告する任務を十分に実施するために、国全体を通じてBINUCAの人権監視員を増員して展開し、決議第二千百二十一号の10の規定で述べられたとおり、十分な数の児童及び女性保護担当アドバイザーを派遣する緊急の必要性を強調する。

11. 人道支援に関する国連の指導原則に従い、また、全ての人道に関する主体と協調し、BINUCAが安全で文民主導の人道支援の提供を促進する必要性を想起する。

12. 中央アフリカ共和国において、BINUCA、MISCA及び欧州連合による軍事行動の間に、適切な協調メカニズムを直ちに構築する必要性を強調する。

13. 上記の実施を緊密に監視する意図を表明するとともに、この関連で、国連事務総長に対し、最新の情報を理事会に提供することを要請する。

政治プロセス

14. 二千十三年一月十一日のリーブルビル合意、二千十三年四月十八日のンジャメナ宣言、二千十三年五月三日のブラザビルアピール、二千十三年十一月八日にバンギで開催された中央アフリカ共和国に関する国際コンタクトグループ第三回会合で採択された移行憲章及び宣言への支持を強調する。

15. 二千十四年一月二十日に暫定国民評議会によりカトリーヌ・サンバ・パンザが新暫定大統領に、アンドレ・ヌザパイエケが暫定首相に任命され、暫定政府が形成されたことを更に歓迎する。

16. 暫定当局に対し、安定化、国内の和解及び統一のために引き続き活動することを要請する。

17. 二千十三年十二月十六日の国家選挙当局（NEA）の設立を歓迎し、BINUCAの支持を得て、暫定当局が、女性の参加の確保を含む、自由で公平な選挙を、可能な限り早期に、ただし、遅くとも、二千十五年二月までに、可能な場合は、二千十四年後半に実施することの重要性を強調する。

18. 二千十四年二月二十四日までの和解の枠組みの開始を含む迅速かつ具体的な措置を開始すること、及び、和解促進のために包括的かつ平和裡の国民対話を行うことに関する暫定当局による約束を想起し、BINUCAと緊密に協力の上、この方向に向けた迅速な行動をとることを要請する。

人権及び人道アクセス

19. 二千十三年一月一日以降の、中央アフリカ共和国における全ての当事者による国際人道法及び国際人権法に対する違反並びに人権侵害に関する報告を直ちに諮問するために二千十四年一月二十二日に国際諮問委員会が設置されたことを歓迎し、全ての当事者に対してこの委員会と十分に協力することを要請し、また、BINUCAに対し、適当な場合には、人権理事会の独立専門家及び国際諮問委員会と協力することを奨励する。

20. BINUCAに対し、将来の捜査を支援するために、MISCAと協調して、証拠及び犯罪現場の保存により、暫定当局を支援することを要請する。

21. このような違反及び侵害を行う全ての加害者は責任を負うべきであること、また、このような行為の中には中央アフリカ共和国が締結している国際刑事裁判所（ICC）に関するローマ規程の下で犯罪を構成するものもあることを改めて表明し、二千十三年八月七日及び同年十二月九日のICC検察官による声明を想起する。

22. 元セレカ及びアンチ・バラカ分子を含む、中央アフリカ共和国における武力紛争の全ての当事者に対し、児童の徴用と利用、強姦及び性的暴力、殺人及び傷害、誘拐、学校及び病院に対する攻撃を含む、適用可能な国際法に違反する児童に対する暴力及び虐待を禁止する明確な指令を発出することを要請し、暫定当局に対し、暴力及び虐待の疑いがある場合は、犯罪者に責任を負わせ、そのような違反及び侵害の責任者の治安部門からの排除を確保するために、時宜を得た捜査に関する個別の関与を行い実施するよう更に要請する。

23. 全ての当事者が、武装集団から解放され又は分離された児童を保護し被害者とみなすとの要請を改めて表明し、武装集団と関連のある全ての児童の保護、解放及び再統合に特別の注意を払う必要性を強調する。

24. 元セレカ及びアンチ・バラカ分子を含む中央アフリカ共和国の武力紛争の全ての当事者に対し、性的な及び性別に基づく暴力を禁止するよう明確な指令を発出することを要請し、暫定当局に対し、虐待の疑いがある場合は、決議第千九百六十号（二千十年）及び第二千百六号（二千十三年）に従い、加害者に責任を負わせるために、時宜を得た捜査に対する個別の関与を行い実施すること、また、性的暴力の被害者による利用可能なサービスへの迅速なアクセスを促進することを更に要請する。

25. 中央アフリカ共和国における武力紛争の全ての当事者に対し、児童と武力紛争担当特別代表及び紛争下の性的暴力担当特別代表と協力するよう要請することを改めて表明する。

26. 暫定当局並びに全ての民兵組織及び紛争当事者、特に元セレカ及び「アンチ・バラカ」に対し、人道支援の提供における中立性、不遍性、人道性及び独立性を含む人道支援に関する国連の指導原則を尊重しつつ、人道組織及び支援要員による迅速、安全かつ妨げられないアクセス、並びに必要な人々に対する人道支援の時宜を得た提供を確保するよう要請する。

27. 継続中の暴力の結果として生じた国内避難民の増加に深い懸念を表明し、これらの人々の基本的なニーズ、特に水、食料及び住居へのアクセスが満たされることを確保する必要性を強調し、増えつつあるニーズに対処するために支援を増加させる必要性を認識しつつも、中央アフリカ共和国において困窮している人々に対して緊急かつ協調された支援を提供する取組を行っている国連の人道機関及びパートナーを賞賛する。

28. 中央アフリカ共和国の中にいる人々及び近隣諸国に逃れた難民の、緊急かつ増加する必要性に応えるために、加盟国に対し、国連の人道アピールに迅速に対応することを要請し、このために、国連人道組織及びパートナーによる人道プロジェクトの迅速な実施を要請する。

29. 国連憲章第七章の下で行動し、以下のとおり決定する。

制裁

30. 当初の期間としてこの決議の採択の日から一年間、全ての加盟国は、決議第二千百二十七号（二千十三年）57の規定に従って設立された委員会により指定される個人が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定する。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。

31. 上記30の規定により課される措置は次の場合には適用されないことを決定する。

(a) 委員会が、宗教上の義務を含む人道上の必要性を理由として、そのような往来が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合

(b) 入国又は通過が司法プロセス遂行のために必要な場合

(c) 委員会が、適用除外とすることが中央アフリカ共和国における平和及び国内の和解並びに地域の安定という目的を促進すると個別の案件に応じて決定する場合

32. 当初の期間としてこの決議の採択の日から一年間、全ての加盟国は、自国の領域内に存在する全ての資金、その他の金融資産及び経済資源であって、決議第二千百二十七号57の規定に従って設立された委員会により指定される個人若しくは団体により、又は、それらにより所有され若しくは管理される団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを遅滞なく凍結することを決定し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる個人若しくは団体により、委員会により指定される個人又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを更に決定する。